

40.1.1 現在 (推計人口)

	本月	前月比
男	18,659	86増
女	17,754	69増
計	36,413	155増
世帯数	11,555	74増

粕江町広報

昭和40年2月10日発行 第45号

発行 粕江町役場
電話 (416) 3 1 1 1 (代)



完成した第三小学校新校舎

卒業、入学をひかえての

親の心得

◇卒業期をひかえて

間もなく卒業期です。卒業をひかえている青少年とその家庭は、特別な配慮が必要です。ことに中学校、高等学校の最終学年にある者は、就職や進学に直面しているので、精神的な負担と動揺が大きいです。毎年、青少年の家出や自殺が多くなるのも、この時期のことに関連があるのではなからうか。

卒業期をひかえた青少年と家庭に対して、次のようなことを注意する必要があります

(1) 青少年に対して

卒業は、終わりであると同時に新しい出発点でもあります。すでに就職の決定している者はとにかく、そうでない者と進学希望者は、目の前に

難関があります。このことは、これまで親しく助け合った友人とも、相談しあうことがなくなるかもしれない。また季節の上では、いぜんとして寒く、健康をそこないやすい時期です。入試や就職試験などのときに、病気で倒れることがないように、何よりも健康に留意しなければなりません。そして、いつでも悩みを打ちあけて相談できる人をもっていることがたいせつです。ちょっとしたつまずきや

失敗を、ひとりで絶望的に考えこみ、思い余った行動に走らないように、だれかに打ちあけたり相談をすべきです。

(2) 家庭に対して
親は家庭内を、つとめて明朗なものにするように努力をするべきです。その言動でも当人がいらだたないように心を配り、健康状態についてもじゅうぶんに気をつけてやる必要があります。学校とも密接な連絡をとり、事に当たって慎重に対処し、激励と過度の要求とを賢明に区別するように努めなければならぬ。かりにも、親のほうから子ども以上に過敏になって、いらいらさせるようなことがあってはならない。

新入生

小学一年生のしつけとしては、まず、衣服を自分で脱いだり、着たりできること。返事は「ハイ」とはっきりできるような習慣をつけておいてやること。また新入学を機会にせまくても自分のコーナーを作ってやるのもよいです。自分の場所だという満足で、余り干渉しなくても片付けられるものです。

それから、一番大事なことは、交通事故から守ってやることです。

首都整備局長に対する町長の 回答書

狛総収第 7 号
昭和40年1月25日

東京都首都整備局長

山田正男殿

狛江町長 石井三四郎

喜多見～稲城本町間地方鉄道建設工事
施行認可申請について(回答)

昭和39年12月25日付、39首計二企収第1167号をもって照会のあったことについて、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

喜多見～稲城本町間地方鉄道建設
工事施行認可申請に対する意見

小田急電鉄株式会社が提出した喜多見～稲城本町間地方鉄道建設工事施行認可申請について下記のとおりの意見を提出します。

記

1. 狛江町民がうける影響

(1) この新線の建設されることにより、当町内における現在の時点て立退き等を要する世帯は約数十世帯、線路の両側約100mの範囲内に所在する世帯は約千世帯(商店、工場を含む)と推計される。

この大部分は最近都心の喧噪をさけて静かな郊外に永住する目的で当町に移住した世帯である。立退きをする世帯が直接物心両面にうける損害は重大であるとともに騒音の影響範囲に入る世帯が高架線の建設による騒音、震動等の永久、かつ公害的な被害を甘受することは、とうてい忍び得ないものである。

(2) この新線が一般住民ならびに各種工場等にもたらす恩恵的なものは、ほとんどなく、むしろ狛江町内における沿線の大部分は(1)に述べた理由で土地の効用が低下し、土地の所有者も含めた多数の住民が被害をうけることになる。

2. この新線が町行政にあたえる影響

(1) 町のほぼ中心部を約2kmにわたって平均6mの高架橋を建設することにより、静かな環境の町づくりが破壊されるばかりでなくこの範囲に入る役場、学校等既存の公共施設の使用に重大な支障がある。

(2) 狛江町の都市計画案に対し何等考慮することなく一方的に計画されたことにより、町が将来予定している公共施設(道路、水路、上下水道、公民館、保育所その他)の建設に障害となるばかりでなく、用途地域の点についても重大なる支障をうける。

等、町の行政に対しても重大な障害となる。

このように狛江町の町づくりに重大な影響をもつこの新線建設は、南多摩丘陵地帯の住宅造成、レクリエーション施設の建設の総合開発の一環であるとされているがこれらの地区の付近は国鉄、私鉄がすでに開通しており、小田急電鉄株式会社の既設の路線もこの地域の付近を通過しておるのであってあえて、多摩川を隔てて、狛江町の中心部を通過することについてはその理由が極めて薄弱でありこの計画は、なおじゅうぶん検討の余地があると思われるものであります。

以上のような観点から、小田急新線が当町内を通過することについて、反対の意見を提出します。

喜多見～稲城本町間 小田急新線計画に反対

小田急電鉄で、世田谷区喜多見から南多摩郡稲城町の間

に新しい鉄道の敷設を計画していることについては、すでに御存知のかたも多いと思

いますがこの計画は町、あるいは住民に対して前もって何の話もなく一方的に進められたもので、その概要をお知

一、事業のあらまし

二、現在までの経過

三、同年九月三十日に工事施行認可申請を運輸省に提出し、同年十二月十九日に喜多見から中野島まで

この鉄道は、喜多見町を起点とし、狛江町を縦断して川崎市中野島から稲城町に至る九、三キロメートルを予定し、この鉄道の経路は、喜多見駅から現在の路線の北側を約四〇〇メートル平行して走り、次第に高さを上げ約六メートルの高架で略図のような経路で狛江町を通過するものです。

一、昭和三十九年三月十八日に新線の免許を運輸省に申請し、同年六月三日にその免許を受けている。

二、同年九月十二日に都知事から狛江町内の土地立入り測量の許可を受けている。

三、同年九月三十日に工事施行認可申請を運輸省に提出し、同年十二月十九日に喜多見から中野島まで

以上の結果わかったもので

一、狛江町が調査した結果わかったもので

二、同年九月十二日に都知事から狛江町内の土地立入り測量の許可を受けている。

三、同年九月三十日に工事施行認可申請を運輸省に提出し、同年十二月十九日に喜多見から中野島まで

を求め、同社企画部長等九名から説明を受けた。

三、本年一月七日東京都首都整備局長から町長あてに、この新しい鉄道の工事施行認可申請について意見を述べるよう公文書で昭和三十九年十二月二十五日付で照会を受けた。

四、一月十二日の小田急新線対策特別委員会において、今後の問題について

検討し、この新しい鉄道敷設に対する住民からの反対請願を採択した。

5、一月十九日臨時町議会において新線の敷設反対を議決し、関係官庁に見書、小田急電鉄に対しては抗議書を提出することとした。

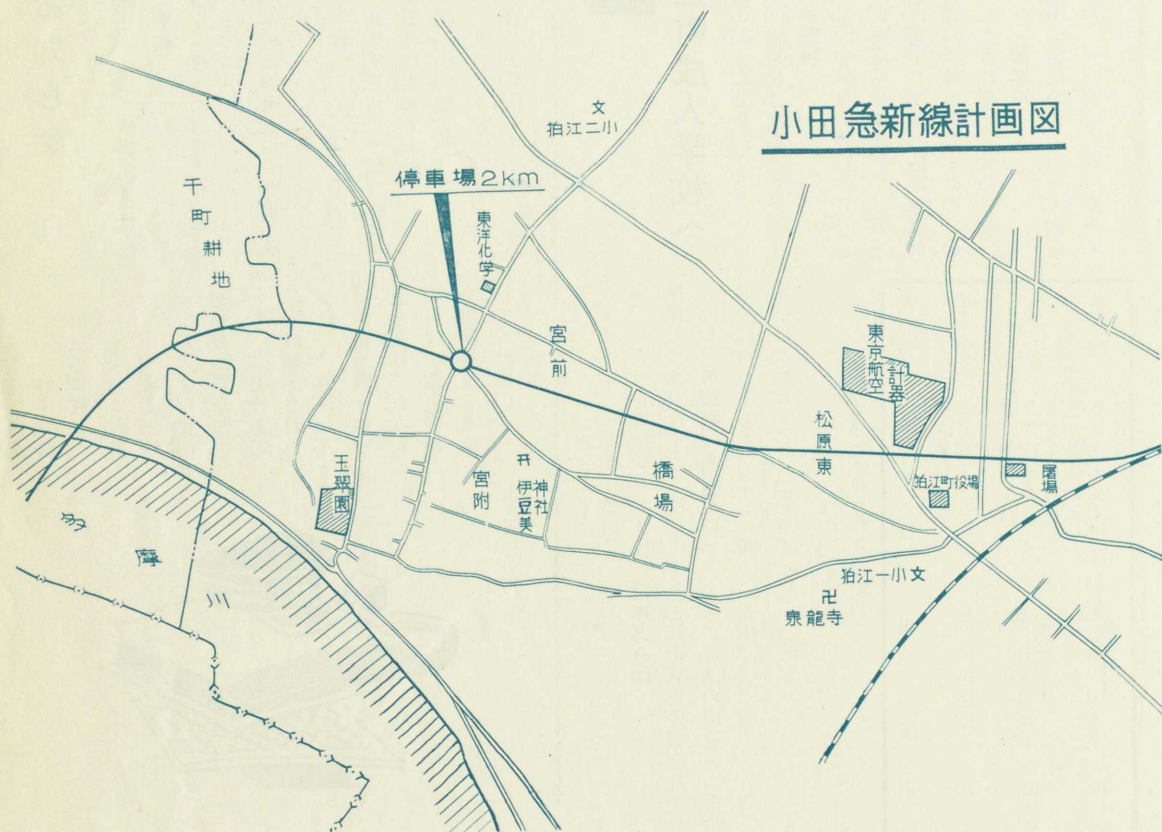
6、一月二十三、二十四日の両日に役場と第二小学校において町民に対し町が主催で小田急新線についての説明会を開いた。

7、一月二十五日に東京都運輸省、その他関係官庁に議会の意見書を、小田急電鉄に抗議書を提出した。

同日、東京都首都整備局長の照会に対し、二頁のような反対を表明した町長の回答書を提出した。

以上がこの問題の概要ですが、町では今後も反対の運動を続けていくわけですが、新しい問題等については、今後広報、その他でお知らせします。

小田急新線計画図



火 災 警 報 が

発 令 にな る と

- 警報発令の立看板を出したり広報車で巡回宣伝します。
- 風が強くと乾燥して、粕江町に大火をひき起す危険があるとき、消防機関から火災警報が発令されます。
- いままでこの危険信号を皆さんに、どんな方法で広く早くお知らせするか、いろいろ考えたのですが、こんど赤地に白く「火災警報発令中」と書かれた立看板ができて、比較的皆さんの目にとまり易いところに数十か所掲出するとともに、広報車や消防車で町内を巡回広報します。
- この警報を知ったら次のことをよく守ってください。
- 1、屋外においてたき火をしないこと。炊事火、作業火等やむを得ず使用する場合には責任ある看視人をつけること。
 - 2、屋外において引火性、可燃性物品の付近で喫煙しないこと。
 - 3、屋外において火遊びしないこと。
 - 4、屋外の残火、取灰等を消火すること。
 - 5、著しく火の粉を発散させないこと。
 - 6、みだりに屋内において建物開口部を開放したまま裸火を使用しないこと。
 - 7、初期消火、および飛火警戒に必要な消防設備を準備すること。
- そしていま一度、念を入れて火の元を確かめてください。また御近所で火災警報発令を知らないかたにも知らせて、みんなが協力して火事を出さないようにしましょう。

火災警報発令中



学校行事のお知らせ

町立小中学校の卒業式、入
学式の日時は次のとおりで
す。

卒業式

第一小学校

三月二十五日 午前十時

第二小学校

三月二十五日 午前十時

第三小学校

三月二十四日 午前十時

中学校

第二小学校

九日 午後一時～三時

小学校

新入学児童の予備身体検査

の日時は次のとおりです。

第一小学校

九日 午後一時～三時

第二小学校

十二日 午後

一時～三時

第三小学校

十一日 午後

一時～三時

なお、まだ就学

通知書が届かない

かた、二月十五日

以降に転入された

かたや、病気など

で当日予備身体検査

を受けられない

場合は、教育委員

会事務局まで連絡

してください。



楽しく学べる

狛江町成人学校へ

生活に役立つ技術を楽しむ

学ぶ、狛江町成人学校が教育

委員会の主催で開催します。

開設期間は二月十三日から

三月十一日までで、場所は第

一小学校と公民館です。費用

は材料費、テキスト代等の実

費だけで受講料はいりませ

ん。

暇があったらなどと思って

いるとなかなか出られないも

のです。どうぞ積極的に暇を

つくって、お誘い合わせの上

御出席ください。

開講科目は次のとおりです

手芸科

生活の余暇が楽しめて、し

かも実用品が作れます。第一

回は基本ですが二回以後は材

料費の関係もありますので皆

さんと御相談の上決めます。

ペン習字科

字に自信のないかた大歓迎

です。ペン習字の第一歩から

で、ちょっとしたヒントでじ

ょうずになるものです。用意

するものは、つけペンとイン

ク、びんせんで、テキストは

準備してあります。

なお、料理科は定員がいっ

ぱいになりましたので、希

望者は次回にお申し込みくだ

◎申込みは

狛江町教育委員会社会教育

係、電話の申込みも受付け

ます。

日程表は次のとおりです。

科目	期	日	場	所	定員
手芸	毎週火曜日	4回	狛江町公民館		40名
	2月16日・23日				
	3月2日・9日				
ペン習字	毎週木曜日	4回	狛江第一小学校	家庭科室	40名
	2月18日・25日				
	3月4日・11日				
料理	毎週土曜日	4回	狛江第一小学校	家庭科室	40名
	2月13日・20日・27日				
	3月6日				

※ 時間は午後1時30分から3時30分までです。

はれの成人式

盛大に終わる



狛江町の成人式は、さる一月十五日、第一

小学校で行なわれました。当日は好天に恵ま

れて成人者三百六十余名が出席、町長はじめ、

来賓、主催者からお祝いのことは受けたあ

と、主催者から記念品として成人手帳、三婦

人団体から花束を贈られて式を終わりました

式終了後、希望者による座談会を行ないま

したが、真剣なうちにみなごやかに話しがす

められ、これからも時々集まることを約束

して話し合いを終わりました。

なお、今後の成人式のありかた、女子の服

装のことなど出席者や、父兄の御意見があり

ましたら教育委員会にお寄せください。

水道の利用を

お待ちしています

町では、既に配水管の通じている沿道のかたがた、水道利用をお待ちしています。水道は、衛生的で豊富な水を常に安い料金で供給する目的で、昨年六月から一部地域に通水しています。既に相当数の家で水道を利用しています。給水能力から見ても、まだ

まだ余裕はあります。

す。申込みをされてから普通一週間から十日くらいで、水道を使用できます。水道料金は、一般家庭で基本料金月額二五〇円、メーター使用量月額三〇円計二八〇円となっています。基本水量は一〇立方メートルとなっていますが、この水量は、ドラムカンにして約五〇本分で平均五人世帯として週三回から四回のお風呂と、毎日使用される炊事、洗濯に使用してじゅうぶんな量です。

また、水道は自家給水と違い、井戸水のように水枯れ心配、モーター等の故障もなく、常に安心して使用できます。水源は深井戸のため、常時使用される水の温度は都水道とちがい、冬暖かく、夏は冷たいということです。例年二月から三月ごろは、温水による浅井戸の水枯れ時期となりますが、早目に水道に切り替えることをおすすめします。

水道第二期工事開始

六月完成を目途に

水道事業五か年計画第二期工事の主体部分は、昨年十二月入札を行ない、水道本管布設工事五、七九五万円、第三水源設備工事四三〇万円で、三井建設株式会社に落札し、議会の承認を得て、十二月二十一日正式契約を締結しました。

着工は請負者において、材料その他の手配中で、二月初めから工事開始の予定です。今回施工する区域は、昨年十二月十日付発行町広報第四十三号で掲載した第二期工事

水道料金事務は

水道課からお願い

水道使用料の計算のもとになるメーターの検針は、原則として前月分を当月（実際に使用された月の翌月）初旬に行なっています。従って、水道使用料金は前月使用した分についてお支払いをいただきます。検針、集金は、毎月一定の

簡易保険の配当が増額になりました

簡易保険の配当が一月一日から増額になりました。この保険は一〇〇万円まで加入できる積立確定配当方式ですが、必要なときにまとまった金額を受け取ることができます。

（調布郵便局）

二月は一年を通じて最も寒さがきびしいため、歩行者も着ぶくれなどのため動作がぶくぶくなったり、車に対する注意も欠きがちとなり、一方、車もスモッグや、窓ガラスがくもることなどから見通しが悪くなるうえ、道路は霜や氷ですべりやすくなるなどして交通上の危険性はさらに増大します。

そこで、車を運転するにあたっては、次のこと

必ず一時停止しましょう。

横断歩行者を

車は左
人は右

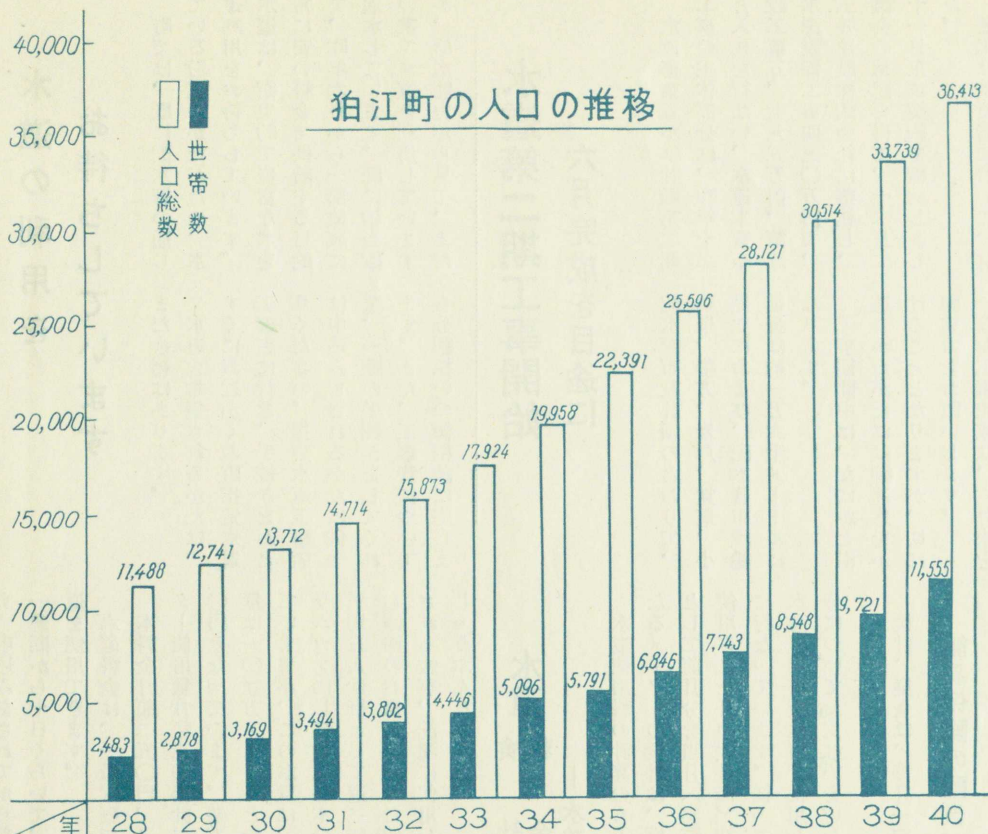
安全に

渡しましょう

がらに気をつけ「歩行者保護」を徹底して、交通事故の防止につとめていただきます。一、横断歩道の手前で一時停止
横断歩道は歩行者が道路を安全に横断するため施設ですから、たとえ回り道でも横断歩道を渡るようにしていますので車の運転者は、横断歩道では、第一に歩行者の絶対安全を計っていただきます。

横断歩道の手前では

に止まるようにしていただきます。三、安全速度を守る
速度制限は、車の性能や道路の状況、あるいは交通事情などによって、安全な交通を確保するために必要な、最少限度の制限でありますので、たとえ交通が閑散であっても、また道路が広く走りよくてもいつでも定められた速度を正しく守ってその場所に止った安全な速度で走っていただきます。



狛江町が町になってから
(昭和二十七年十一月十日)
の人口、世帯の推移はグラフ
のとおりです。

グラフの人口、世帯数は各
年一月一日現在で昭和三十五
年までは配給人口でそれ以降
は推計人口です。
その後の増加数を加えたもの
です。

年金だより

年金保険料は納期内に必ず 納めておきましょう!!

せっかく国民年金の被保険者
となっても保険料の払込
みをしていなければ「仏作っ
て魂入れず」でまったく意味
がありません。皆さんの年金
手帳は払込みが済まされてい
ますか、未納のかたは至急納
めてください。

◎保険料を納めるのに便利な
方法

わたくしたちは老後の準備の
ための一環として毎月年金保
険料を積み立てているわけで
すが仕事の関係や収入の時
期、あるいは「月々納めるこ
とがめんどうだ」と思うこと
がしばしばあると思います。
国民年金ではこのようなかた
の便宜を図るために前納制度
が設けられています、この制
度は都合の良いときに年単位
で前納するほかに被保険者の
全期間(被保険者となった月
より六十歳までの期間)を前
納する方法(別表1・2)があ
ります、この方法は毎月役場
窓口で年金印紙を買って検認を

受ける手間が省けること、保
険料の割引が大幅にあるとい
うことが大きな特徴です。
この場合十年も二十年も先の
ことだからもし年金給付の事
項が発生したときは経過して
いない分はかけすてとなるの
ではないかと当然の不安があ
りますがこれは経過してない
分についてはそっくり還付さ
れますので問題はないわけで
す、またこれに関連したこと
で厚生年金、公務員共済組合
の年金給付組合等の公の年金
制度に加入し国民年金の被保
険者でなくなった場合も経過
してない前納保険料は還付さ
れますし、資格喪失によりい
まままでの積みたてていた国民
年金保険料は公の年金制度と
通算されることになっていま
す。またもうひとつ不安なこ
とは六十五歳になって老齢年
金の給付が受けられるように
なったときにこれから先物価
の変動があった場合現在の保
険料の価値がなくなるのでは
ないかと考えられますがこれ
は国民年金法という法律では
っきりと「国民の生活水準そ
の他の諸事情に著しい変動が
生じた場合には変動後の諸事
情に應ずるための調整が加え
られる」とうたっておりま
すので心配はありません。
前納制度、全期間前納制度が
御利用できないかたは次の方
法で保険料を納めてください
(年金印紙により納期ごと
(四・五・六分は七月末日
七・八・九分は十月末日
十・十一・十二分は一月
末日、一・二・三分は四月
末日までです。)

三か月分あるいは六か月分ま
とめて納める方法もあります
ので御利用ください。
◎年金保険料が都合で払込め
ないとき
わたくしたちは日常生活を営
んでいますといろいろの事情
が生じ、なかなか保険料まで
は払込めない場合があります
がそんなときは、
そのままほっておかずによ
く保まで申し出て下さい。
一定の基準により保険料が免
除となります。
もしほっておきますと先へ
いって年金を受ける権利を失
うことになります。

国民年金保険料全期間前納割引表

別表1

昭和40年1月 現在の年齢	保険料を納め る年数	毎月納めた場 合 A	前納するとき の総額 B	割引かれる額 A - B	老齢年金として もらえる額(年)
20	40	63,000	23,540	39,460	42,000
21	39	61,800	23,590	38,210	40,800
22	38	60,600	23,660	36,940	39,600
23	37	59,400	23,720	35,680	38,400
24	36	58,200	23,790	34,410	37,200
25	35	57,000	23,860	33,140	36,000
26	34	55,800	23,940	31,860	34,800
27	33	54,600	24,020	30,580	33,600
28	32	53,400	24,110	29,290	32,400
29	31	52,200	24,200	28,000	31,200
30	30	51,000	24,300	26,700	30,000
31	29	49,800	24,400	25,400	28,800
32	28	48,600	24,500	24,100	27,600
33	27	47,400	24,620	22,780	26,400
34	26	46,200	24,730	21,470	25,200
35	25	45,000	24,860	20,140	24,000
36	24	43,200	24,370	18,830	22,800
37	23	41,400	23,860	17,540	21,600
38	22	39,600	23,320	16,280	20,400
39	21	37,800	22,750	15,050	19,200
40	20	36,000	22,150	13,850	18,000
41	19	34,200	21,510	12,690	17,400
42	18	32,400	20,840	11,560	16,800
43	17	30,600	20,130	10,470	16,200
44	16	28,800	19,390	9,410	15,600
45	15	27,000	18,600	8,400	15,000
46	14	25,200	17,770	7,430	14,400
47	13	23,400	16,900	6,500	13,200
48	12	21,600	15,970	5,630	12,000
49	11	19,800	15,000	4,800	10,800
50	10	18,000	13,970	4,030	9,600
51	9	16,200	12,880	3,320	〃
52	8	14,400	11,740	2,660	〃
53	7	12,600	10,530	2,070	〃
54	6	10,800	9,260	1,540	〃
55	5	9,000	7,910	1,090	〃
56	4	7,200	6,500	700	〃
57	3	5,400	5,000	400	〃
58	2	3,600	3,420	180	〃
59	1	1,800	1,760	40	〃

※この表は誕生日を過ぎていない人は納入額が多少ちがいます。

国民年金保険料年単位前納割引表

別表2

前納期間 保険料 年齢	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
20歳～25歳	1,170 1,200	2,280 2,400	3,330 3,600	4,330 4,800	5,280 6,000	6,170 7,200	7,020 8,400	7,830 9,600	8,590 10,800	9,310 12,000
26歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	9,670 12,600
27歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	8,900 11,400	10,060 13,200
28歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	8,230 10,200	9,370 12,000	10,460 13,800
29歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	7,450 9,000	8,650 10,800	9,800 12,600	10,880 14,400
30歳	〃	〃	〃	〃	〃	6,620 7,800	7,890 9,600	9,100 11,400	10,250 13,200	11,330 15,000
31歳	〃	〃	〃	〃	5,750 6,600	7,090 8,400	8,370 10,200	9,570 12,000	10,720 13,800	11,800 15,600
32歳	〃	〃	〃	4,830 5,400	6,250 7,200	7,590 9,000	8,870 10,800	10,070 12,600	11,220 14,400	12,300 16,200
33歳	〃	〃	3,800 4,200	5,360 6,000	6,770 7,800	8,120 9,600	9,390 11,400	10,600 13,200	11,740 15,000	12,830 16,800
34歳	〃	2,840 3,000	4,410 4,800	5,910 6,600	7,330 8,400	8,670 10,200	9,950 12,000	11,150 13,800	12,300 15,600	13,380 17,400
35歳～59歳	1,760 1,800	3,420 3,600	5,000 5,400	6,500 7,200	7,910 9,000	9,260 10,800	10,530 12,000	11,740 14,400	12,880 16,200	13,970 18,000

※保険料の上段の数字は割引額、下段は月々納めた場合の額です。

被保険者証は

届きましたか

国民健康保険の給付率の変更を行ないましたので、新しい被保険者証の交付を受けてください。

（濃クリーム色）を十二月末に被保険者あて送付しましたが、なにかの理由により被保険者証が届いてないかたは役場の窓口（住民課）にお返しください。

老人クラブで楽しい

生活を送りましょう

皆さまには、すでに御存知のことと思いますが、老人クラブをつくるうとの長い間の願いが、地区民生委員および準備委員のかたの努力で一月三十一日結成されました。老人クラブは、老人の老後の生活を健全で豊かなものとし

街路灯をたいせつに

一点滅

皆さんの足元を照らす街路灯の点滅は、点滅責任者のかたにお願いしてありますが、あくまで皆さんがたの街路灯です。昼間のつけ放し等お気付きのかたはどなたでも点滅につき御協力をお願いします。

二街路灯標識の変更
今まで街路灯の標識は木製でしたが、近くナンバーを浮彫りにしたニューム製の円形標識に変更します。

三故障、連絡
故障とか、いろいろ街路灯とて連絡の場合には、三月一日より新標識により第何号と一言ってお知らせください。四街路灯支払責任者のかたへただ今、街路灯補助金支払事務の準備中です。昨年と責任者のかたが変わるところがありましたが、至急二月十五日ころまでに建設課管理係まで御連絡ください。

四、お願い

電球の破損、笠の損傷、スイッチの故障等僅少な修理は地元にて修理をお願いします。

二月一日より、新標識に取替へのためまた街路灯の掌握のため一巡しますが、そのとき故障その他発見しました場合係員が御連絡しますので早急に修理をお願いします。

町広報についての御希望
御要望、その他御意見がありましたら役場企画室までお寄せください。

クアルバイト

御希望のかたへ

「歳末たすけあい」

ありがとう

自衛官募集

いま防衛庁では陸、海、空の隊員を次の要領で募集しています。

応募資格

入隊する月の1日現在で18歳以上25歳未満の日本国籍の男子で学歴は問いません。

志願の手続き

志願票の請求および提出は、役場住民課、自衛隊東京地方連絡部立川出張所（立川市曙町3の216）で昭和40年3月31日まで受付けています。

試験科目

簡単な学科試験〔国語（作文を含む）数学、社会〕口述試験、身体検査、なお自衛官応募については役場住民課へお問い合わせください。

このたび狛江町役場では、次の方法によりクアルバイトの登録制を実施することになりました。登録用紙は、総務課人事係に用意してありますから御希望のかたは、お申し出ください。

一、職種 一般事務
二、資格 学歴不問
三、年齢 男女とも二十歳～四十五歳まで
三、日当 四五〇～五〇〇円
なお詳しくは、総務課人事係にお問合せください。

民生委員協議会と町が行なった「歳末たすけあい運動」には皆さんの暖かい同情が寄せられ次のとおり集まりました。

収入 二五六、五〇八円
民生委員 九八、六五〇円
ときわ会 一〇、〇〇〇円
なでしこ会 三、〇〇〇円
狛江町婦人会 五、八〇〇円
狛江米穀商組合 二〇、〇〇〇円
狛江町青年団 二、八八一円
役場職員 七、八七五円

町立小中学校職員 四、一〇円
新婦人調布狛江支部 二、〇〇〇円
窓口振分 六九二円
町の基金 五〇、〇〇〇円
座ぶとん 四六枚 町内某製綿業者
衣類その他一〇〇点婦人団体配布
一般困窮世帯 九〇世帯
三三〇人
病院や施設入院者 五四世帯

相談所

人権身の上相談

日時 二月二十四日（水）
午後一時から四時
場所 役場
担当 人権擁護委員
小尾外征年氏
本領信治郎氏

行政苦情相談

日時 二月十九日（金）午
後一時から四時
場所 役場
担当 行政相談委員
宮崎 武雄氏

家族計画相談

日時 二月十九日（金）午
後一時半から
場所 役場または公民館
担当 保健婦と指導員

育児相談

日時 二月十九日（金）三
月三日（水）午後一
時半から二時半
場所 役場または公民館
担当 保健婦

児童相談

日時 毎週火曜日午前八時
半から十二時
場所 役場
担当 立川児童相談所児童
福祉司

税のしるべ

町民税、都民税の

申告書提出期限は

三月二十日までです

町民税、都民税の申告書用紙は、二月中旬に郵送しますので、次に該当する人はもれなく期限(三月二十日)までに申告してください。

一、町民税の申告をしなければならぬ人

(イ) 一月一日現在狛江町に住所のある人で、三十九年中多少にかかわらず所得のあった人(ただし所得がない人で町内のどなたかの扶養とならない人は申告書を提出していただく必要はありません。)

(ロ) 一月一日現在狛江町に事務所または家、屋敷をもっている人で町内に住所を有しない人

◎ 一月一日現在給与を受けていて、前年中の所得が、給与所得のみで勤務先から給与支払報告書を役場へ提出

固定資産の課税台帳を

確かめましょう

本年一月一日現在狛江町に土地、家屋、償却資産のいずれかをもちのかたに、次の要領で固定資産の課税台帳を縦覧

に供します。

縦覧の期間	場 所	時 間
三月一日～ 三月二十日	狛江町役場税務課窓口	八、三〇、 五、〇〇

共同納税相談

昭和三十九年分「所得税の確定申告」と「納税」は三月十五日(月)までです。昭和四十年分「個人事業税、および「住民税」の申告は三月二十日(土)までです。◎ 本年も納税者の便宜をはかるため

1 所得税 (立川税務署)
2 個人事業税 (北多摩南部事務所)
3 住民税 (狛江町役場)

の各税につき「申告書の受付や納税相談」を三者共同して行ないます。

◎ 共同納税相談所の開設
1 場所 狛江町役場第一会議室

今月は贈与税の月です

◎ 申告と納税は

二月二十八日まで

△ 贈与税は贈与によって財産をもらった場合に納税しなければならぬ税金です。

△ 贈与税は、このほか(一) 不動産、株式などを無償でその名義を変更した場合

税の出張収納

次の表のとおり固定資産税、都市計画税第四期分、国民健康保険税第十期分の出張収納を行ないます。役場に遠い地区のかたは御利用ください。

月 日	時 間	場 所	区 域
2月24日(水)	自前十一時 至後二時	和泉 名古屋万吉商店 小足立 寺西菓子店	上和泉 上小足立
2月25日(木)	自前九時 至後三時	寛東 天理教会前 慶徳寺	寛東
2月26日(金)	自前九時 至後三時	岩戸 明静院前 旧消防詰所前	岩戸 南部地区 駒井
2月27日(土)	自前九時 至後三時	猪方 谷田部猪方米店 和泉寺	猪方 南部地区 下和泉

◎ 国民年金も取り扱います。

(一) 財産を買入れ、代金や、家の新増築資金を、親族などに負担してもらった場合、あるいは、非常に安く財産を売ってもらった場合

(二) その他親族などに、借金を代って払ってもらった場合などのように、特別な利益を受けたときも申告しなければならぬことになっています。

△ 贈与税を申告しなければならぬ人は、年間に贈与をうけた金額の合計が、四十万円を超えた場合は、立川税務署に申告してください。

立川税務署
〇四二五(二)三一五一〇六
〇四二五(二)七一六〇七

衛生掲示板

全町に衛生協力会を

作っていただく計画です

すでに広報の新年号でも、各字に町内会的なものがあれ御協力をお願いした、衛生協ば、これに衛生部門を設けて力会を作っていたことにいたし、今年四月から全町に普及していただく方針で、現在各地区住民のかたがたの御協力をお願いしています。町全体にこの協力会を作ったため、各地域の会とか、班などを利用していただくに必要により、説明会なども行ない、地区の状況にあった活動方法などを御指導します。

いままでに、衛生課では、各字単位に組織していただくため、岩戸地区、猪方地区に説明会を開かせていただき、御協力をお願いしました。町の

捨てる前に今一度

ゴミには二割のむだがあるといわれています。紙、鉄くず、アキカンなどの再生資源が相当含まれています。

婦人会、子供会等で回収して売ればゴミもリサイクルに源になります。集めたり運搬するにも労力、経費の節減になりますからぜひ皆さんの御協力をお願いします。

①また、町役場の名を使ってゴミ箱のあつ旋を口実に手数料を詐取する「ゴミ箱サギ」がありますので、新たに家を建てて移ってこられた御家庭ではじゅうぶん御注意ください。役場ではゴミ箱のあつ旋は行なっておりません。

②道路、あき地、下水、公共用地、他人の敷地、農業用水路へゴミ等を絶対に捨てないでください。

③セトモノやあきびん類はゴミ箱のそばに他のいれものを置いてその中へ入れてください。

④個人的に処理できないゴミ等が公共用地に排出されて困っているかたは、衛生課へ御連絡ください。

⑤農家で現在使用していない肥料だめまたは貯水池、その他危険と思はれるものには必ずふたまたは囲いを取付けてください。

自分ののどをたいせつに

カゼが流行してきますと、ほとんどの人はウガイ等でのどを守りますが、ウガイは流行期だけで良いのではありません。皆さんの周囲にはばい煙等による想像できないほどの細菌がウヨウヨし、たえずのどをおかしていますので、常に、ウガイを行ない、のどを清潔に保つことがカゼ、気管支炎、口こうの病氣、ぜんそく等の予防に良いと思います。特にお年寄りや子供はカゼをひいたり、けがをしますと、なかなか直りにくいので日ごろからの予防と早期発見がたいせつです。またカゼや病氣でなくても自分の健康状態は自分が一番よく知っているわけです。医師に定期的に健康状態を相談する心がけが必要で、また、明るい家庭は、なによりも健康を維持する一つの方法だと思えます。

ねずみ退治は

冬が一番

良いときです



ねずみは、水だけで飼えば約三日間で餓死します。餌も水もやらなければ、約一日半で死にます。

食糧管理をじゅうぶんにし餌を与えないということは、ねずみの生活にとって、重大な影響があり、毒餌喫食率のポイントとなります。

ねずみの体温は、十七度から十九度Cくらいなので、マインス三度Cのフキサシの所では、十二、六度から十四度Cに体温が下がり、凍死します。そのため冬になると、田畑のドブネズミは家にはい

ずみ取りの葉があります。ほしいかたはおいでください。

予防注射のお知らせ

今年小学校に入学するかたの中で昨年十二月に行なった第二期種痘と、第三期ジフテリアの予防接種をまだ受けてないかたに整理注射を行ないます。この機会に必ず受けてください。

日	時	場	種	別	会場	時間	対	象
二月十五日			種痘接種		狛江公民館	一、三〇	S33.4.2	く
二月二十二日			種痘検診のみ			二、二〇	34.4.1	く
二月二十七日			ジフテリアのみ					く

○種痘を受けたかたは二十二日に必ず検診にきてください。